平成２１年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市原良町2117番地　新福アパート101号
債務者　谷口　恒也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市上谷口町2193番地４
債務者　坂元　徳男
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市上谷口町2193番地４
債務者　坂元みどり
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
鹿児島県いちき串木野市西浜町111番地
債務者　森山由美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町30番15号　ラ・ペジブルビル401号
債務者　山ノ口秀章
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目23番８号
債務者　末吉ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町８番19号
債務者　平　　照和
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字下里820番地１
債務者　池間　和美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１００号
北海道小樽市稲穂３丁目13番９号
債務者　田山　浩司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０１号
北海道小樽市稲穂３丁目13番９号
債務者　田山祐美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０３号
北海道小樽市桂岡町２番27号
債務者　後藤　美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０８号
北海道小樽市最上２丁目11番7304号　最上団地７号棟
債務者　高橋　政幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０９号
北海道小樽市最上２丁目11番7304号　最上団地７号棟
債務者　高橋　奈央
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１１０号
北海道小樽市新光１丁目23番233号
債務者　岡　　京子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第８３１号
岐阜県各務原市川島小網町1900番地75　フィアス小網102号
債務者　黒木　一義
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２９５号
岐阜市宮浦町７番地　コンシエルミヤウラ208号室
債務者　宮川　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
岐阜市蔵前２丁目２番５号　サンシティスギヤマ２
債務者　森神　裕也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２１号
岐阜市水主町１丁目158番地４　メゾン水主町205号室
債務者　市川　弥生
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所